

子ども・青少年 総合相談センター「おひさま」

☆妊娠期から18歳未満の子どもに関する様々な相談を受け付けています。「面談」や「電話」のほか「電子メール」でも相談できますので、お気軽にご利用ください。

2 子ども・青少年総合相談センター「おひさま」

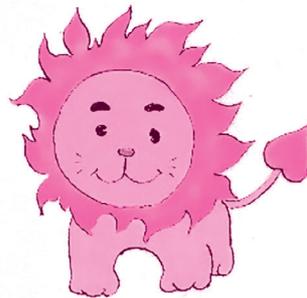
<こんな時にご相談ください>

お金がなくて
子どもを育てられない。

イライラして、つい
子どもにあたってしまう。

近所の子どもがずっと
泣いていて気になる。

子どものしつけで
悩んでいる。



市にはどんな
子育てサービスがあるの？

○相談日時・場所・問合せ先

月	火	水	木	金	土	日
8:30 ~ 17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)						
相談窓口 甲府市役所 本庁舎3階 ⑥番窓口 甲府市丸の内1-18-1						
電話相談 055-237-5917						
メールアドレス ohisama@city.kofu.lg.jp						
※メールの受信は24時間可能ですが、相談担当者がメールを開くのは、 平日(祝日・年末年始を除く月~金曜日)の8:30~17:15に限られます。 ※虐待に関する連絡(通告)など、緊急を要する場合は、お電話をお願いします。						

<虐待かな?と思ったらすぐにお電話ください>

◎おかしいと思ったら、迷わず連絡(通告)してください

子どもの泣き声がいつも聞こえる、不自然な傷やあざがみられる、身体が極端にやせている等の児童虐待を疑わせる状況に気づいた方は、子ども・青少年総合相談センター「おひさま」や児童相談所(児童相談所虐待対応ダイヤル189番(無料)、または055-288-1561)に連絡(通告)してください。

虐待かどうか判断できない場合でも同様に連絡・相談してください。

◎緊急の場合は、救急や警察に通報してください

子どもが倒れている、大けがをしているといった命にかかわるような緊急時には、119番や110番へ通報をしてください。

◎連絡(通告)した人の秘密は守られます

通告を受ける専門機関では、「通告者の名前や住所」などの秘密を守る義務があります。安心してご相談ください。もし間違っても非難されたり、罰を受けることはありません。